

太平洋白糠・小田野沢沖ばばがれい固定式さし網漁業の許可等の取扱方針
平成8年2月9日制定

(目的)

第1 この方針は、太平洋白糠・小田野沢沖合海域において、ばばがれいの採捕を目的としてこの漁業を営む者の許可等について必要な事項を定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて申請すること。

- 1 所属漁業協同組合長の副申書
- 2 操業にあたって、許可の内容及び関係規則等に違反した場合は、ただちに操業を停止し、廃業届を提出する旨の誓約書。
- 3 使用漁具図(1反の長さ、反数、立ち、目合、いせを明確にしたもの)
- 4 事業計画書及び年間事業概要書
- 5 許可申請一覧表(別紙様式)
- 6 その他知事が必要と認めた書類

(操業区域)

第3 操業区域は、次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた海域。

- ア 物見崎灯台中心点から真方位50度4950mの点
- イ 物見崎灯台中心点から真方位55度5400mの点
- ウ 東通村大字小田野沢と猿ヶ森との境に設置した標柱から真方位118度4800mの点
- エ 東通村大字小田野沢と猿ヶ森との境に設置した標柱から真方位122度4200mの点

(許可の対象者)

第4 許可の対象者は、白糠漁業協同組合及び小田野沢漁業協同組合の組合員とする。

(許可等の対象漁船)

第5 許可等の対象漁船は、総トン数10トン未満の船舶であって、下北郡東通村に根拠地を有する青森県の登録漁船とする。

(許可の対象隻数等)

第6 この漁業の許可隻数は45隻以内とし、施網できる漁具の統数は50カ統以内とする。

(許可期間及び操業期間)

第7 許可期間及び操業期間は2月1日から4月30日までの間以内とする。

(許可をしない場合等)

第8 この漁業の違反で処分を受けた者、またはその者と共同で申請した場合、許可しない。

(制限又は条件)

第9 許可にあたっては、次の制限又は条件を付ける。

- 1 施網できる漁具は2カ統以内とし、1カ統の長さは600メートル以内とする。
- 2 網の目合は4寸以上とし、重ね網を使用してはならない。
- 3 漁具の敷設中は、両端に水面上1.5メートル以上の高さの標識を付け、船名及び許可番号を記載しなければならない。

(漁獲成績報告書の提出)

第10 漁期終了後1ヶ月以内に漁獲成績報告書を知事に提出しなければならない。

